

# FASB/IASBにおける収益認識の 会計基準の設定過程 —2005年までを中心として—

椛 田 龍 三\*

IASBのIFRS第15号(2014年)において、ボトムアップ・アプローチ=記述的アプローチである「損益計算書アプローチ (income statement approach)」は、トップダウン・アプローチ=規範的アプローチである「貸借対照表アプローチの副産物 (by-product of a balance-sheet approach)」であるが、その副産物である損益計算書アプローチが、実質的に収益認識基準となっている。すなわち、そこでは、「不確実性を解決するために (to uncertainty resolution)」, 「損益計算書」に関する「原則」のもとで、「収益を認識している。」「不確実性」に直面する中で「将来を見通した投資家 (forward-looking investor) にとって」, 「(稼得された) [過去の] 収益の期間的な報告 (periodic reporting of (earned) revenue)」は、「過去の [キャッシュ・] フローの証拠 (evidence of a past flow)」に基づいて、「将来の [キャッシュ・] フローの推定 (extrapolation of a future flow)」を可能としうる (Barker and Penman [2020] pp.330-331)。

## 目 次

- I はじめに
- II FASBの緊急問題特別委員会(2002年)の報告書
- III FASB/IASBにおける収益認識の会計基準の設定過程の分析
  - III-1 2002年の会議の議事録の概要
  - III-2 2003年の会議の議事録の概要
  - III-3 2005年の会議の議事録の概要
- IV おわりに

## I はじめに

米国において金融商品に公正価値を適用する会計基準は、1990年代から2000年代にかけて確立されてくる。財務基準審議会(FASB)は、財務会計基準書(SFAS)第157号(FASB [2006])が公表される以前において、「公正価値の異なる定義」が存在し、また、GAAPの中でそれらの異なる定義を採用する指針の差異は、会計処理の「複雑性 (complexity)」と、不整合を生み出していたと認識していた (FASB [2006] Summary, cf. Appendix C, par. C4)。FASBは、このような現状を踏まえて、SFAS第157号(2006年)<sup>1)</sup>を公表しているが、そこでの公正価値の定義は、つぎのように述べられている。

公正価値とは、測定日において、「市場参加者間の秩序ある取引により資産を売却して受け取り、あるいは負債を移転するために支払うであろう価格 (price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants)」をいう。公正価値による測定は、当該資産あるいは負債が、測定日において、市場参加者の間で資産を売却し、負債を移転するために「秩序ある取引」によって交換されることを仮定している (assumes)。「秩序ある取引」とは、かかる資産あるいは負債を包含する取引に関する正常で慣習的な

\* 専修大学商学部教授

市場取引活動を容認するために、測定日に先立つある期間にわたり、取引を「市場にさらすことを仮定しており (assumes exposure to market)」、それは、強制された取引ではない。すなわち、それらは、「測定日における仮定上の〔仮構的な〕取引 (hypothetical transaction at the measurement date)」である。したがって、「公正価値による測定の目的」は、「測定日において、資産を売却して受け取るであろう、あるいは、負債を移転するために支払うであろう価格 (出口価格 : an exit price)」を決定することにある (FASB [2006] pars.5, 7)。ここでは、市場参加者の秩序ある取引を踏まえたうえで、仮定上の取引あるいは仮構上の取引を想定した時の出口価値が、公正価値であると規定している。

ところで、FASB と国際基準審議会 (IASB) は、2002年以降の収益認識の会計基準に関する議論を踏まえて、共同で2014年に、「顧客との契約から生じる収益」 (IASB [2014]) を公表している。この収益認識の会計基準を設定するための初期の段階において、すでに述べた金融商品の会計基準に適用された公正価値が、収益認識の会計基準に対しても適用されるか否かの議論が行われていた。本稿の課題は、収益認識の会計基準を設定する初期の段階における公正価値の議論を、主として内部ロビング<sup>2)</sup> とトップダウン・アプローチ = 規範的アプローチ / ボトムアップ・アプローチ = 記述的アプローチ<sup>3)</sup> の視点より分析することである。

## II FASB の緊急問題特別委員会 (2002年) の報告書

FASB は、ソフトウェアの会計実務における「取引が〔極めて〕多様に釈明されていた (transactions were being accounted for diversely)」ので、1987年頃から米国公認会計士協会 (AICPA) にそれらの研究を促していた。AICPA は、FASB からのこのような要請を受けて、Statement of Position (SPO) 第91-1 (1991年) 「ソフトウェアの収益認識」という会計基準を公表している。この SPO 第91-1 (1991年) は、「ソフトウェア取引に関する収益の認識において、一般に認められた会計原則を適用するガイダンス」を提供す

る (AICPA [1991] pp.6,11, 12) ことを目的としていた。

その後、SEC の議長である Levitt は、1998年に、当時の会計実務における「弊害 (abuse)」として、「ビッグ・バス (big bath)」等の5項目をあげたが、その中には、「収益の時期尚早の認識 (premature recognition of revenue)」という弊害的な会計実務の項目もあった。ここで、Levitt は、「会社は、収益の認識を操作することで (by manipulating the recognition of revenue)」収益を過大計上する傾向にあることを指摘している。つまり若干の会社は、「販売が完了する前に」、「製品を顧客に引き渡す前に」および顧客が、販売を取り消す「オプション」を保持しているときに、収益を認識していると批判している。そして、Levitt は、「SEC のスタッフ」が、直ちに、「収益認識」するための「会計ガイダンス」を準備するであろうと述べている (SEC [1999])。さらに、Levitt は、「プライベート・セクターの〔会計〕基準設定機関」である FASB が、「現在の〔会計〕基準やガイダンスが不十分である (current standards and guidance are inadequate)」ことを認識して、これらの会計実務の弊害に関する項目を、「FASB のプロジェクト」にあげて解決するよう推奨している (Levitt [1998])。

このように、当時の SEC の議長である Levitt は、会計実務における弊害として収益認識の会計をあげていたので、SEC は、1999年12月3日に、スタッフ会計広報 (Staff Accounting Bulletin : SAB) 第101号を公表している。まず SAB 第101号 (1999年) は、収益認識の会計に関する当時の文献 (会計基準) としてつぎのものをあげている。

FASB · SFAS No.13, *Accounting for Leases.*

FASB · SFAS No.45, *Accounting for Franchise Fee Revenue.*

FASB · SFAS No.48, *Revenue Recognition When Right of Return Exists.*

FASB · SFAS No.49, *Accounting for Product Financing Arrangements.*

FASB · SFAS No.50, *Financial Reporting in the Record and Music Industry.*

FASB・SFAS No.51, *Financial Reporting by Cable Television Companies*.

FASB・SFAS No.66, *Accounting for Sales of Real Estate*.

Accounting Principles Board (APB), Opinion No.10, *Omnibus Opinion-1966*.

The Committee on Accounting Procedure (CAP)・Accounting Research Bulletin (ARB) No.43 (Chapter 1a) and 45, *Long-Term Construction-Type Contracts*.

American Institute of Certified Public Accountants (IACPA)・Statements of Position (SOP) No.81-1, *Accounting for Performance of Construction-Type and Certain Production-Type contract*.

American Institute of Certified Public Accountants (IACPA)・Statements of Position (SOP) No.97-2, *Software Revenue Recognition*.

FASB・Emerging Issues Task Force (EITF) Issue No.88-18, *Sales of Future Revenues*.

FASB・Emerging Issues Task Force (EITF) Issue No.91-9, *Revenues and Expense Recognition for Freight Services in Process*.

FASB・Emerging Issues Task Force (EITF) Issue No.95-1, *Revenues Recognition on Sales with a Guaranteed Minimum Resale Value*.

FASB・Emerging Issues Task Force (EITF) Issue No.95-4, *Revenues Recognition on Equipment Sold and Subsequently Repurchased Subject to an Operating Lease*.

FASB・Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements Business Enterprises* (SEC [1999]) .

SEC・SAB 第101号 (1999年) では、上記の権威ある文献 (会計基準) に関連して、「もし [収益に関する] 取引が、収益認識のガイドラインを提供するような特定の権威ある文献 (specific authoritative literature) の範囲」で対処できるのであれば、その文献にしたがって会計処理をすとしてしている。しかしなが

ら、「特定の契約あるいは特定の産業を取扱う権威ある文献がない場合」、SECのスタッフは、「FASBの概念フレームワーク」第5号 (1984年)<sup>4)</sup> で明示されている「幅広い収益認識規準」や、「現存する権威ある会計基準 (existing authoritative accounting standards)」に従った会計処理を考えるであろうとしている。そして、SECのスタッフは、一般的に、「説得力のある [取引の検証力のある] 契約の証拠 (persuasive evidence of an arrangement) が存在する」、商品の「引き渡しやサービスの提供が行われてきた (delivery has occurred or services have been rendered)」, 「買手に対する売手の価格が固定されるかあるいは確定されている (the seller's price to the buyer is fixed or determinable)」, および対価の「回収が合理的に仮定されている」ことを満たしているならば、「収益は、一般に、[FASB・SFAC 第5号で明示されている] 実現されている、実現可能であるおよび稼得されている」と信じている (SEC [1999])。

このように、ここでは、上記の権威ある文献 (会計基準) を、収益費用観に立脚した実現主義を重視したものと位置づけ、SEC・SAB 第101号 (1999年) 自体も、ボトムアップ・アプローチ=記述的アプローチを重視した視点から、収益費用観に親和性がある実現概念、実現可能概念および稼得概念を重視した内容になっている。すなわち、この段階では、収益認識の会計基準に関して、収益費用観に親和性がある実現概念、実現可能概念および稼得概念を重視し、資産負債観に立脚した公正価値を重視した議論展開は未だ進展していないのである。

その後、FASBは、2000年7月より、緊急問題特別委員会 (Emerging Issues Task Force : EITF) でこの収益認識の会計基準の問題を議論している。そこで、つぎにこの FASB・EITF の議論の内容をみてみよう。FASB・EITF での議論は、①2000年7月19-20日、②2000年9月20-21日、③2001年4月18-19日、④2001年7月19日、⑤2001年11月14-15日、⑥2002年6月19-20日および⑦2002年9月11-12日にわたり7回行われている。まず、①2000年7月19-20日の FASB・EITF の第1回会議では、ここでの問題点の範囲を議論し、「複数の提供物からなる収益契約の会計に関する問題点 (Is-

sue on accounting for multiple-deliverable revenue arrangements)」を展開するガイドラインは、包括的に行うべきであるという「一般的な合意 (general agreement)」に達している (FASB・EITF [2002] p.7)。ここでは、⑦2002年9月11-12日の議論の内容のみをみてみよう。FASB・EITF [2002] は、①2000年7月19-20日での一般的な合意—複数の提供物からなる収益契約の会計に関する問題点を展開するガイドラインを包括的に作成するという合意—を踏まえて、つぎのように5つの問題点を提示している。

問題点1: 「複数の提供物を伴った契約 (arrangement with multiple deliverables)」が、単一の会計単位より多いか否かを、「収益認識の目的 (purposes of revenue recognition)」にそってどのように決定するのか。

問題点2: もし契約が、単一の会計単位より多い場合、「契約対価 (arrangement consideration)」は、「個々の会計単位 (separate unit of accounting)」の中にどのように配分されるべきか。

問題点3: ベンダー (vendor: 売手) の不履行のための「一定の顧客の権利」は、「提供物の会計単位 (delivered unit (s) of accounting)」のための「契約対価の測定」や「対価の配分 (allocation of consideration)」に関して、どのように影響するのか。

問題点4: ある提供物が、「収益認識の目的」のために「別の提供物 (another deliverable)」と結合するように要求されている場合で、(a) 「特定の提供物 (specific deliverable)」に関係しない、あるいは関係する契約に関連して発生した「直接原価」をどのように説明するのか。

問題点5 (a): 契約をキャンセルしたり、「契約対価の測定」に際してのキャンセルによる違約金が発生する場合の「顧客の能力 (customer's ability)」の影響はあるのか。

問題点5 (b): 「契約対価の測定」に際して、「将来の顧客の行為」の結果として変動する対価の

影響はあるのか。

問題点5 (c): 「契約対価の測定」に際して、「将来のベンダーの行為」の結果として変動する対価の影響はあるのか (FASB・EITF [2002] pp.18-19)。

このように、ここでは、複数の提供物を伴った契約をどのように判断し、そこでの契約対価を個々の会計単位の中でどのように配分されるのか等の問題点を提示している。FASB・EITF [2002] は、このような5つの問題点を踏まえて、「(a) 契約対価はどのように測定されるべきか」、「(b) 契約は収益認識の目的のための個々の会計単位の中で分割されるべきか否か」、および「(c) 契約対価は、個々の会計単位の中でどのように配分されるべきか」を決定するために、つぎのような3つの「原則 (principles)」と「適用ガイダンス (application guidance)」を使用すべきであるとしている (FASB・EITF [2002] p.19)。まず、収益認識の会計基準に関する3つの原則 (A, B および C) はつぎのようになっている。

原則 A 「収益は、個々の会計単位」で別々に認識されるべきである。

原則 B 「個々の会計単位の収益」は、「契約対価が確実に測定できる時」と、「稼得過程が、十分に完了した (the earnings process is substantially complete) 時」のみに認識されるべきである。

原則 C 「対価」は、「契約における個々の会計単位」別に、「それらに関係した公正価値 (their relative fair value)」に基づいて、配分されるべきである (FASB・EITF [2002] p.19)。

ここで、注目すべきはつぎの点である。すなわち、上記の原則 B は、個々の会計単位での収益は、稼得過程が完了した時のみ認識すべきであるときと規定しているが、これはまさに収益費用観に立脚した規定であるのに対して、上記の原則 C の規定は、対価の配分は契約における個々の会計単位別に、それらに

関係した公正価値で行われなければならないと規定しており、これはまさに資産負債観に立脚した規定となっている点である。つぎに、FASB・EITF [2002] は、適用ガイダンスにおける「契約対価の配分 (allocation of arrangement consideration)」を説明している個所で、公正価値についてつぎのように述べている。

もし、「複数の提供物の契約」において、「すべての会計単位のための公正価値について、客観的で信頼できる証拠 (objective and reliable evidence of fair value for all units accounting)」があるならば、「契約対価」は、「個々の会計単位」別に、「それらに關係する公正価値」に基づいて配分されるべきである。すなわち、「提供物の項目 (delivered item (s))」には、「かかる〔公正価値の〕証拠 (such evidence)」は必要ないが、「未だ提供されていない項目の公正価値に関する客観的で信頼できる証拠 (objective and reliable evidence of the fair value (s) of undelivered item (s))」(FASB・EITF [2002] pp.20, 22) は必要である。ここでは、未だ提供していない項目に関して、客観的で信頼できる証拠を条件として、資産負債観に立脚した公正価値が主張されているのである。

ここで明らかなように、1990年末までの収益認識の会計基準 (FASB のみならず AICPA や SEC の基準も含む) は、収益費用観に立脚した実現概念、実現可能概念および稼得概念を重視し展開されていたが、FASB・EITF [2002] の議論では、3つの原則の C と適用ガイダンスにおいて、資産負債観に立脚した公正価値が主張されていた。しかし、FASB・EITF [2002] の3つの原則の B において、収益費用観に立脚した稼得過程概念も主張されていた。すなわち、この段階では、収益認識の会計基準の確立に向けて、収益費用観に立脚した実現概念、実現可能概念および稼得概念から、資産負債観に立脚した公正価値概念を強調する (FASB・EITF [2002] の原則 C と適用ガイダンスにおける「契約対価の配分」の個所) 路線へ急旋回しながらも、なおかつ、部分的に収益費用観に立脚した稼得過程概念も継承している (FASB・EITF [2002] の原則 B の個所) ものと位置付けることができよう。

### Ⅲ FASB/IASB における収益認識の会計基準の設定過程の分析

#### Ⅲ-1 2002年の会議の議事録の概要

すでに述べたように、SEC・SAB 第101号 (1999年) は、1990年代までの収益に関する権威ある文献 (会計基準) をあげているが、これらの文献 (FASB のみならず AICPA や SEC の基準も含む) は、収益費用観を踏まえて、「特定の〔会計〕実務の問題 (specific practice problem)」を対象にして、産業別あるいは取引別の「実施ガイダンス」を提供していた。しかし、これらの文献 (会計基準) の内容は一致したものとなっていなかった。また、これらの権威ある文献と FASB 概念フレームワークにおける「幅広い概念的なガイダンス (broad conceptual guidance)」とは、「重大なギャップ (significant gap)」があった。さらに、FASB 概念フレームワーク第5号 (FASB [1984]) と第6号 (FASB [1985]) とは、「対立 (conflicts)」していた。すなわち、FASB 概念フレームワーク第5号 (1984年) における「収益認識の規準」は、FASB 概念フレームワーク第6号 (1985年) における「定義」と矛盾していた (FASB [2002c] p.2, FASB [2003e], FASB [2005a])。

そこで、FASB は、2002年1月に、「財務諸表における収益と負債の認識に関する」主要なプロジェクトの「目的と範囲」を議論している。そして、FASB は、すでに述べた SEC の議長である Levitt の意見表明—収益認識に関する弊害の項目を FASB のプロジェクトにあげ解決するよう奨励すること—もあり、2002年5月に、「収益認識に関する包括的な財務会計基準書 (comprehensive Statement of Financial Accounting Standards on revenue recognition)」を開発するためのプロジェクトと、概念フレームワークにおける「収益と負債に関連したガイダンスを修正するため (to amend the related guidance on revenue and liabilities)」のプロジェクトを「協議事項 (agenda)」に追加した (FASB [2003e], FASB [2005a])。

ところで、ここでの「プロジェクトは、同時に議論を進める2つの相互に関連した」アプローチつまり、「トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプ

ローチ (top-down approach and bottom-up approach)」という2つの相互に関連したアプローチを伴って議論されている。ここで、「トップダウン・アプローチ」=規範的アプローチは、概念フレームワーク第5号(1984年)の「修正(amendment)」のための基礎となる、「収益の認識と測定に適用されるような概念的なガイダンス(conceptual guidance)」を開発することを含む。「ボトムアップ・アプローチ」=記述的アプローチは、「収益認識に関する一般的な基準のための基礎を置くガイダンス」と、「公開草案を公開した後に」開発されるであろう「より特定の適用ガイダンス(more specific application guidance)」の開発を含む。また、「ボトムアップ・アプローチ」=記述的アプローチは「現行の権威ある収益認識に関する文献(existing authoritative revenue recognition literature)」と、その文献が適用される「取引」の調査を含む。さらに、「ボトムアップ・アプローチ」=記述的アプローチは、体系化されていないが、一般に「認められた〔会計〕実務」とみなされている「産業別の特定の〔会計〕実務(industry-specific practices)」にも配慮している。その後、FASBとIASBは、2002年9月に「収益認識に関する共同プロジェクト(joint Project on Revenue Recognition)」とすることに合意している(FASB [2003e], FASB [2005a])。

このように、FASBは、すでに述べたSECの議長であるLevittの意見表明も踏まえて、2002年5月より収益認識に関する会計基準のプロジェクトを開始しているが、そこでのアプローチは、概念フレームワーク第5号(1984年)を修正するための基礎となる概念的なガイダンスの開発を目指すトップダウン・アプローチ=規範的アプローチと、現存する権威ある文献や産業別の会計実務に配慮したボトムアップ・アプローチ=記述的アプローチを併用する<sup>5)</sup>ところに特徴点がある。すなわち、FASBは、混合アプローチを採用しているのである。そして、2002年9月より、収益認識に関する会計基準のプロジェクトは、FASBとIASBの共同プロジェクトとして活動するようになった。ここでは、収益認識の会計基準のプロジェクトのこのような背景を踏まえて、2002年のFASB/IASBメンバーによる主な会議の「議事録(minutes)」を確認すること

で、当時のFASB/IASBのメンバーやスタッフが、公正価値に関してどのような考えを抱いていたのかを探っていききたい。まず、2000年10月9日の議事録からみてみよう。

#### 【2002年10月9日の会議の議事録】

FASBは、収益認識の基礎にある「概念的な規準(conceptual criteria)」を議論することから始めている。会議では、概念フレームワーク第6号(1985年)における「資産と負債の定義」との整合性を踏まえて、資産と負債における変動に基礎を置いた「規準(criteria)」を開発することに焦点を合わせている。FASBは、「資産と負債の変動に焦点を合わせる収益認識のアプローチ(approach to revenue recognition that focuses on changes in assets and liabilities)」を支持することを再確認している(FASB [2002a] p.2)。つぎに、これらに関する議論の内容をみてみよう。

まず、Johnson(スタッフ)は、実現概念、実現可能概念および稼得概念を重視した「現存する収益認識規準」は、概念フレームワーク第6号(1985年)における資産と負債の定義と矛盾すると指摘している。また、Johnson(スタッフ)は、スタッフが提案した「予備的な一組のワーキング規準(preliminary set of working criteria)」は、「資産と負債の変動に焦点を合わせた収益認識」と合致していると述べている。FASBのメンバーは、これらの問題を取扱うスタッフにより、開発された「ワーキングでの概念的な規準(working conceptual criteria)」(FASB [2002a] p.2)についてつぎのように議論している。

Trott(FASBのメンバー)は、「スタッフのアプローチ」=「資産と負債の変動に焦点を合わせた収益認識のアプローチ」は合理性があるので同意している。Schieneman(FASBのメンバー)は、「スタッフのアプローチ」に同意している。Wulff(FASBのメンバー)は、「スタッフのアプローチ」に同意しているが、「実現や稼得アプローチ(realization and earnings approach)を除去すること」に関心があり、概念フレームワーク第6号(1985年)の中に概念フレームワーク第5号(1984年)の一部を組み込むことを提

案している。Crooch (FASB のメンバー) は、「スタッフのアプローチ」を支持しているが、このアプローチが、「収益の認識問題 (revenue recognition issues)」を解決し得るか否かに関する議論をすべきであるし、また、そのアプローチは、「すべての収益認識問題を解決するための万能薬 (panacea)」であると信じていない。Herz (FASB のメンバー：議長) は、「スタッフのアプローチ」に同意しているが、「目的適合性規準の除去 (elimination of the relevance criterion)」に関心がある。最後に Herz (FASB のメンバー：議長) が議論を要約し、「資産と負債の変動に焦点を合わせた収益認識に対するアプローチのための支持」を再確認したが、FASB のメンバーのだれもこのアプローチを拒絶する者はいなかった (FASB [2002a] pp.2, 3, 4-5) と述べている。このように、ここでは、資産と負債の変動に焦点を合わせた収益認識に対するアプローチの支持を、FASB のメンバー全員で確認している。

#### 【2002年11月13日の会議の議事録】

FASB は、FASB・EITF 第00-21 (2002年)「複数の提供物を伴った収益契約の会計 (Accounting for Revenue Arrangements with Multiple Deliverables)」における特定のケースに対して、「資産負債アプローチ (assets and liabilities approach)」を適用した結果を議論している。FASB は、「資産負債アプローチ」を前進させることに賛成しているが、そこでは、「報告実体のための公正価値 (fair value) での負債の測定」を含み、なおかつ、それらの測定に関する「信頼性 (reliability) の問題」も考慮する必要があるとしている。FASB は、一般に、「履行義務の公正価値 (fair value of performance obligations)」は、報告実体が義務を履行する責任を仮定しているため、第三者に支払うであろう価格を反映されるべきことに同意している (FASB [2002b] p.2)。つぎに、これらに関するスタッフの議論の内容をみてみよう。

Johnson (スタッフ) は、特定のケースに対する「資産負債アプローチ」の適用は、そのアプローチが「複雑な収益認識の問題 (complex revenue recognition problems)」を解決する方法を証明する助けにな

る—これは、「スタッフの勧告 (staff's recommendation)」である—、ということ述べることで議論を開始している。Johnson (スタッフ) は、FASB・EITF 第00-21 (2002年) のケースが、会計「実務の多様性 (diversity in practice)」の分野を扱っているので考察するのに適切であるとしている。スタッフは、「資産負債アプローチ」と「稼得過程アプローチ (earnings process approach)」の相違を説明している。すなわち、「資産負債アプローチ」は、「契約において獲得された資産や、発生した負債」を確認し、「それらを公正価値で測定すること」に焦点を合わせている。それに対して、「稼得過程アプローチ」は、「別個の稼得過程 (separate earning processes)」を確認することに焦点を合わせている。ここで資産負債アプローチにおける収益の測定は、「公正価値」で行われ、稼得過程アプローチにおける収益の測定は、「配分技法 (allocation techniques)」を使って行われる (FASB [2002b] p.2)。FASB のメンバーは、このようなスタッフの勧告等についてつぎのように議論している。

Foster (FASB のメンバー) は、「スタッフの勧告」に同意している。Trott (FASB のメンバー) は、「勧告に関するスタッフの分析と支持により非常に説得させられた」と述べているが、「信頼できる測定 (reliable measurement)」を取扱う必要があるとも述べている。Schipper (FASB のメンバー) は、「スタッフの勧告のすべてに同意する (concur)」とともに、「公正価値測定ガイダンス (fair value measurement guidance) の必要性」を主張する Trott (FASB のメンバー) にも同意している (agreed)。Wulff (FASB のメンバー) は、スタッフの分析に同意する (concur) とともに、「資産負債アプローチは、稼得過程アプローチよりも概念的に優れている (assets and liabilities approach is conceptually superior to an earnings process approach)」と述べている。Crooch (FASB のメンバー) は、スタッフのアプローチに同意している。Schieneman (FASB のメンバー) は、スタッフのアプローチに同意している。Herz (FASB のメンバー：議長) は、「資産負債アプローチ」は、「伝統的なアプローチ」よりすぐれていると述べてい

る。最後に、ボードメンバーの誰一人、このスタッフの勧告である資産負債アプローチを否認したものはいなかった (FASB [2002b] pp.2, 3, 4, 5)。このように、ここでは、収益認識に対する資産負債アプローチの支持を、FASBのメンバー全員で確認している。

ここで明らかのように、2002年10月9日の会議では、資産と負債の変動に焦点を合わせた収益認識に対するアプローチの支持を、FASBのメンバー全員で確認し、ボードメンバー間の対立はほとんどなかった。また、2002年11月13日の会議では、収益認識に対する資産負債アプローチの支持を、FASBのメンバー全員で確認しており、メンバー間の対立はほとんどなかった。そして、この段階では、FASBメンバー全体が、トップダウン・アプローチ=規範的アプローチを重視した視点から、資産負債観に親和性のある「資産と負債の変動に焦点を合わせた収益認識に対するアプローチ」=「資産負債アプローチ」=「公正価値での測定」を暫定的に支持しているものと理解することができよう。

### Ⅲ-2 2003年の会議の議事録の概要

ここでは、2003年のFASB/IASBのメンバーによる主な会議の「議事録」を確認することで、当時のFASB/IASBのメンバーやスタッフが、公正価値に関してどのような考えを抱いていたのかを探っていく。まず、2003年1月22日の議事録からみてみよう。

#### 【2003年1月22日の会議の議事録】

FASBは、「顧客に対する実体の履行義務」を報告する文脈で「収益の定義 (definition of revenues)」に関連した問題を熟慮してきた。FASBは、2つの観点すなわち、「収益は、それらの義務の消滅 (extinguishment of those obligations) から生じる」観点と、「収益は、それらの義務に関する実体の履行 (entity's performance of those obligations) から生じる」観点到に焦点を合わせている。そして、FASBは、これまで、これらの2つの観定の「長所と短所 (advantages and disadvantages)」を比較するようにスタッフに指示してきた (FASB [2003a] pp.1-2)。つぎに、これらに関するスタッフの議論の内容をみてみよう。

FASB/IASBは、2002年12月において合同会議をし、収益の定義に関して4つの観点を示している。すなわち、この4つの観点とは、「総インフロー観 (gross inflow view)」（観点A）、「負債消滅観 (liability extinguishment view)」（観点B）、「付加価値観 (value added view)」（観点C）および「広義履行観 (broad performance view)」（観点D）である。スタッフは、FASBが「総インフロー観」（観点A）と「付加価値観」（観点C）を排除し、資産負債観に親和性があると思われる「負債消滅観」（観点B）と「広義履行観」（観点D）<sup>6</sup>に関する「長所と短所」に焦点を合わせるよう勧告している。「負債消滅観」（観点B）と「広義履行観」（観点D）の「主たる相違」点は、それらの義務が法的に仮定されない第三者により履行される「履行義務」の取扱いに関係している。Johnson（スタッフ）は、「負債消滅観」（観点B）において、収益は報告実体による状況で認識され、「広義履行観」（観点D）において、収益は報告実体が履行するそれらの活動においてのみ認識されると述べている (FASB [2003a] pp.2-3)。FASBのメンバーは、このようなスタッフの勧告についてつぎのように議論している。

Foster (FASBのメンバー)は、「負債消滅観」（観点B）に反対し、「付加価値観」（観点C）を好ましいとしている。彼は、「付加価値観」（観点C）は、「産業間の比較可能性を改善するであろう」としている。Trott (FASBのメンバー)は、「総契約価格 (gross contract price)」が「負債の測定に価値ある情報」を提供するので、「負債消滅観」（観点B）を支持している。Schieneman (FASBのメンバー)は、一定の産業にとって、「負債消滅観」（観点B）が「よりよいアプローチ」であるが、「下請け (subcontract)」産業にとって、「広義履行観」（観点D）が好ましいとしている。Crooch (FASBのメンバー)は、「負債消滅観」（観点B）を支持している。Wulff (FASBのメンバー)は、下請け産業の活動にも適用できるように「負債消滅観」（観点B）を修正する提案をしている。Schipper (FASBのメンバー)は、「負債消滅観」（観点B）と「広義履行観」（観点D）は、「概念フレームワークと最もよく一致する」と述べている。Herz



(FASBのメンバー：議長)は、「収益の定義のより良いスターティング・ポイント (better starting point for the definition of revenue)」として、「負債消滅観」(観点B)を支持している。FASBは、今後、つぎの会議のために、「負債消滅観」(観点B)と広義履行観」(観点D)の「包括的な比較」をしたものを提供できるようスタッフにお願いした (FASB [2003a] pp.3-4)。

このように、ここでは、収益の定義に関して、Fosterは、「負債消滅観」(観点B)に反対し、「付加価値観」(観点C)を支持していたが、5名のFASBのメンバー (Trott, Schieneman, Crooch, Herz および Schipper) は、資産負債観に親和性がある「負債消滅観」(観点B)を支持していた。また、Wulffは、下請け産業の活動にも適用できるように「負債消滅観」(観点B)の修正案を提示し、Schipperは、「広義履行観」(観点D)も支持していた。すでに述べたように、スタッフは、資産負債観に親和性がある「負債消滅観」(観点B)と「広義履行観」(観点D)を審議する勧告をしたのであるが、2003年1月22日の会議におけるFASBの多くのメンバーは、資産負債観に親和性がある「負債消滅観」(観点B)を支持していた<sup>7)</sup>。その後、収益の定義に関して、「負債消滅観」(観点B)と「広義履行観」(観点D)は、2003年2月の会議、2003年4月の会議、および2003年5月の会議で継続して議論されている<sup>8)</sup>。

#### 【2003年10月22日の会議の議事録】

2003年10月22日に、FASB、IASB および AcSB (Canadian Accounting Standards Board：カナダ会計基準審議会)は、合同会議を開催した。ここで、FASB、IASB および AcSB は、FASBの公正価値プロジェクトで述べられた「公正価値の階層化」を、収益認識に関する義務〔履行義務〕に適用することができるのか否かについて議論している。FASBのメンバーは、一般に、公正価値が「レリバントな測定属性」であることは同意している (FASB [2003f] p.2)。これらのことを踏まえて、FASBのHerz (FASBのメンバー：議長)とそのスタッフは、つぎのように述べている。

Herzは、「収益認識に関するプロジェクト」に着手

した理由を述べることで議論を開始している。彼は、米国において、特定の産業や取引に関係する非常に多くの「収益認識の文献」が存在しているが、そのほとんどが、「一般的なガイダンス」がないと述べている。さらに、Herz (FASBのメンバー：議長)は、「収益認識」の会計はSECも問題にしており (cf. Levitt [1998], SEC [1999]), 会計実務における「一貫した収益認識のガイダンス」の必要性を強調している。FASBのスタッフは、このような実務とSECの見解を踏まえて、「FASBの公正価値測定プロジェクト」で決定された文脈で、「収益認識の概念的なモデル (conceptual model)」に関する簡単な概要を提供している。このプロジェクトで、FASBは、「公正価値」を、実体が合理的にアクセスできる市場における「最も有益な価格 (most advantageous price)」であるとしている。FASBのスタッフは、「公正価値の見積り」が、FASBの公正価値プロジェクトで開発された「公正価値の階層化」を参考にして行われるとしている。「卸売りの公正価値 (wholesale fair values)」を使用する決定は、それらの測定に際し「信頼性 (reliability)」に基づいて行われる。FASBは、「信頼性」を、FASB概念フレームワーク第2号 (FASB [1980])における「表現の忠実性と検証可能性」という質的特性の文脈で、評価すべきである (FASB [2003f] pp.3, 4) としている。このように、FASBは、収益認識の会計基準に対しても、信頼性の中に位置づけられている表現の忠実性と検証可能性を踏まえた公正価値を適用しようとしている。これに関して、IASBのメンバーは、つぎのように批判をしている。

若干のIASBのメンバーは、「履行義務の公正価値は、小売業の市場 (retail markets)」で測定されるべきか否かに関して疑問に思っている。IASBのメンバーは、収益認識プロジェクトにおける「卸売りの公正価値」の使用に同意しているが、「卸売りの公正価値」が、実体の履行義務にとって「最も適切な尺度 (most appropriate measure)」という同意はないと述べている。IASBのあるメンバーは、「卸売りの公正価値」は、「仮定上の取引 (hypothetical transactions)」なので、不適切である (FASB [2003f] pp.2, 4) と述べている。このように、ここでは、FASBが、公正価値

価値測定プロジェクトで決定された文脈で、収益認識の概念的なモデルに公正価値—ここでは、信頼性を重視し、表現の忠実性と検証可能性という質的特性を保持する必要がある—を最も有益な価格として適用しようとしているのに対し、IASBのメンバーは、卸売りの公正価値は仮定上の取引であり、小売業の市場における履行義務の公正価値は、不確実性があるので疑問に思うと批判しているのである。

ここで明らかのように、2003年1月22日の会議では、収益の定義に関して、「負債消滅観」(観点B)に反対し、「付加価値観」(観点C)を支持したり、「広義履行観」(観点D)を支持するメンバーもいたが、FASBの5名のメンバー(Trott, Schieneman, Crooch, HerzおよびSchipper)は、トップダウン・アプローチ=規範的アプローチを重視した視点から、資産負債観に親和性がある「負債消滅観」(観点B)を支持していた。2003年10月22日の会議では、FASBが、トップダウン・アプローチ=規範的アプローチを重視した視点から、公正価値測定プロジェクトで決定された公正価値概念を、収益認識の会計基準に提供しようとしているのに対して、IASBのメンバーは、客観的な証券市場が存在する金融商品とは異なって、小売業や卸売業に関する履行義務の公正価値を批判—小売業の市場の不確実性や公正価値は仮定上の取引であると批判—しているのである。そして、この段階では、2003年1月22日の収益の定義に関して、FASBのメンバーのほぼ全員が、トップダウン・アプローチ=規範的アプローチを重視した視点から、資産負債観に親和性のある負債消滅観」(観点B)を支持していたが、2003年10月22日の履行義務の公正価値に関する合同会議で、FASBは、トップダウン・アプローチ=規範的アプローチを重視した視点から、資産負債観に親和性のある公正価値を支持していたが、IASBのメンバーは、FASBが主張する公正価値に関して、小売業の市場の不確実性や公正価値は仮定上の取引である等を理由に批判していた。すなわちここでは、履行義務の公正価値の是非の議論をめぐって、FASB(公正価値支持派)とIASBのメンバー(公正価値反対派)が対立しているのである。

### III-3 2005年の会議の議事録の概要

ここでは、2005年のFASB/IASBメンバーによる主な会議の「議事録」を確認することで、当時のFASB/IASBのメンバーやスタッフが、公正価値に関してどのような考えを抱いていたかを探っていきたい。

#### 【2005年5月11日の会議の議事録】

2005年5月11日の会議の議事録をみる前に、FASBは、議論するための資料としての付録で収益認識基準の代替案10個(代替案1から代替案10)を掲げているが、ここでは、後述する議論のために、代替案1、代替案2および代替案3のみを示しておこう。

- ① 代替案1—収益認識基準：「資産負債・公正価値アプローチ(asset-and-liability fair value approach)」。

この基準は、FASBが、「プロジェクト開始(project's inception)」より熟慮してきた「収益認識モデル(revenue recognition model)」である。

- ② 代替案2—収益認識基準：「資産負債・履行価値アプローチ(asset-and-liability performance value approach)」。

この基準は、代替案1のもとで開発された「要素と測定規準(elements and measurement criteria)」に基づくだろう。しかし、これは、「資産と負債は、〔代替案1と異なって、〕公正価値」で測定されない。むしろ、これは、「〔代替案1と異なって、〕資産と負債は、それらの履行価値(performance value)」で測定される。またここでの履行価値とは、「資産と負債が、現在の取引における顧客と交換することができる価格」である。

- ③ 代替案3—収益認識基準：「実現・稼得アプローチ(realized-and-earned approach)」。

この基準は、FASB概念フレームワーク第5号(1984年)における「実現・稼得規準(realized and earned criteria)」に基づくだろう。それは、「実現・稼得収益認識のフレームワーク(realized-and-earned revenue recognition framework)」を確立するために、「現行のガイダンス」を利用す

るであろう。このフレームワークは、GAAPにおいて現在、存在するいくつかの矛盾点を解消することで、鞏固にされるであろう（FASB [2005b] pp.9-10）。代替案4から代替案10までは省略する。

ここで、代替案1の資産負債・公正価値アプローチは、トップダウン・アプローチ＝規範的アプローチを重視した視点から、資産負債観に親和性のある公正価値を支持する収益認識モデルである。代替案3の実現・稼得アプローチは、ボトムアップ・アプローチ＝記述的アプローチを重視した視点から、収益費用観に親和性がある実現・稼得を支持する収益認識モデルである。そして、代替案2の資産負債・履行価値アプローチは、代替案1と代替案3の混合アプローチである。すなわち、収益の認識という側面からは、代替案1と同様、トップダウン・アプローチ＝規範的アプローチを重視した視点から、資産負債観と親和性があるが、収益の測定という側面からは、代替案3のボトムアップ・アプローチ＝記述的アプローチを重視した視点から、収益費用観に親和性がある実現・稼得と親和性がある収益認識モデルと考えられる。このような、付録における3つの収益認識規準に関する代替案を踏まえて、つぎに2005年5月11日の会議の議事録をみてみよう。

FASBは、ここで収益認識プロジェクトの目的と範囲を変更すべきか否かを議論している。FASBは、「実現や稼得過程の完了のような認識規準 (recognition criteria such as realization and the completion of an earning process)」を優先しないで、「資産や負債における認識された変動に基づいた収益認識の基準を開発する過去の決定」を是認している。FASBは、概念フレームワーク第5号（1984年）における「実現」、**「実現可能」**および**「稼得」**規準は排除され、概念フレームワーク第6号（1985年）の定義が、収益と利得を明確に区別できるように改良されることを期待している。FASBは、また、すべての収益の契約に幅広く適用できる**「収益認識に関する包括的な基準 (comprehensive standard on revenue recognition)」**を開発することがゴールであると考えている。このゴールと関連して、FASBは、「履行義務」は、「義務の公正価

値ではなく顧客対価を配分することにより (by allocating the customer consideration rather than at the fair value of the obligation)」測定されるであろうという「アプローチ」について議論していくことに同意した（FASB [2005b] p.2）。このように、FASBは、一方において、資産や負債の変動に基づいた収益認識の会計基準を開発する過去の決定を是認しながらも、他方において、履行義務に関して公正価値より顧客対価を重視する方向に変容しているようにみられる。つぎに、上記の代替案—1から3—について、FASBのメンバーの見解をみてみよう。

Young (FASBのメンバー)は「資産負債アプローチ」を調査する、代替案7「スタッフが作成した研究報告 (staff-authored research report)」を支持している。Seidman (FASBのメンバー)は、代替案2の修正版を支持している。この修正版とは、「履行義務」は、代替案2にある**「履行価値 (performance value)」** (FASB [2005b] p.9)でなく、「配分された顧客対価額 (allocated customer consideration amount)」に基づいて測定されるべきである、と述べている。Seidman (FASBのメンバー)は、履行義務を測定するための**「活発な市場 (active market)」**があるとき、「概念レベル (concepts level)」において、「履行義務のための最もレリバントな測定属性」として、「公正価値」が認められようと述べている。Crooch (FASBのメンバー)は、望ましいのは代替案1であるが、多くのボードメンバーは代替案1を支持するとは信じられないとし、結局、Crooch (FASBのメンバー)は、他のメンバーの見解に配慮して、「妥協 (compromise)」することで、代替案2を支持している。Trott (FASBのメンバー)は、「概念レベル」では代替案1を選ぶが、「基準レベル」では代替案2を選んでいる。Schipper (FASBのメンバー)は、「最も概念的に基盤を置いたアプローチ (most conceptually grounded approach)」の視点から、代替案1を支持している。しかしながら、Schipperは、「妥協」して、代替案2を支持すると述べている。その妥協の理由として、Schipperは、代替案2は、近年、公表された「収益認識のガイダンス」—FASB・EITF第00-21号（2002年）「複数の提供物からなる収益契約」—と類似している

ので、「市場関係者 (constituents)」に説明しやすいことと、「現在の収益認識〔の会計〕実務 (current revenue recognition practices) に係る代替案2の効果」は、「報告実体が現在、適用している」ガイダンスに依存していることをあげている。さらに、Schipper (FASB のメンバー) は、代替案1に係る「困難性 (difficulty)」は、「履行義務に関する誤った識別や、誤った測定 (misidentification and the mismeasurement of performance obligations)」になる場合もありうるので、代替案2を支持することは、「現実的な妥協 (effective compromise)」であると述べている。Batavick (FASB のメンバー) は、代替案2を支持している。Leisenring (IASB のメンバー) は、「多くの IASB のメンバー」は、代替案2を議論したこともないので、代替案1を支持している。Herz (FASB のメンバー：議長) は、代替案2を支持している。しかしながら、履行義務を測定するため活発な市場がある場合、「公正価値は、最もレリバントで信頼できる測定属性」であると述べている。Tovey (スタッフ) は、ボードの暫定的な決定として、「多くのボードメンバーは、代替案2を支持している」とまとめている。Bielstein (スタッフ) は、今後、FASB の決定—代替案2を支持—は、IASB と議論されるであろうと付け加えた (FASB [2005b] pp.3, 4, 5, 6, 7)。

ここで明らかなように、2005年5月11日の会議では、収益の認識基準 (測定も含む) に関して、代替案7を支持した FASB のメンバー (Young) や、代替案2の修正版を提示した FASB のメンバー (Seidman) もいたが、5名の FASB のメンバー (Crooch, Trott, Schipper, Batavick および Herz) は、代替案2を支持している。この5名の中で、Batavick と Herz の2名の FASB のメンバーは、代替案2を第1に支持している。しかし、Herz は、履行義務を測定するため活発な市場がある場合、公正価値が、最もレリバントで信頼できる測定属性であると述べているので、Herz は、小売業や卸売業の活発な市場があれば、公正価値を支持していたものと推測される。また、Crooch, Trott および Schipper の3名の FASB のメンバーは、第1に支持していたのは代替案1であったが、それぞれの理由で致し方なく代替案2を支持している。ここで、

Crooch は、他の FASB のメンバーが代替案1を支持しないと考え、妥協策として代替案2を支持している。Trott と Schipper は、概念レベルでは代替案1が優れているが、基準レベルとなると代替案2が良いとしている。Schipper は、また、代替案1を採用すると、履行義務に関する誤った識別や、誤った測定の可能性を危惧している。このように、3名の FASB のメンバー (Crooch, Trott および Schipper) は、他のボードメンバーの見解に配慮して妥協を図ったり、活発な市場がない状況で、代替案1を採用すると不確実性—測定上の誤差等—の可能性を理由に、自らの見解—代替案1を支持するという鞏固な姿勢—を、代替案2に変更し、妥協を図るという苦渋の選択をしているものと推察される。そして、この段階では、2005年5月11日の収益認識基準 (測定も含む) に関して、多くの FASB のメンバーは、代替案1 (公正価値) の限界—活発な市場の確保の困難性、概念 (理念) と基準 (現実) の乖離および履行義務の計算上の不確実性 (測定上の誤差)—に遭遇したので、代替案2—トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの混合アプローチ—を支持するように変容していったと考えられよう。

#### IV おわりに

ここでは、これまで述べた内容を纏めておこう。まず、当時の SEC の議長である Levitt は、1998年に、収益認識に関する弊害的な会計実務 (収益の時期尚早の認識) を指摘していたので、SEC・SAB 第101号が1999年に公表されている。しかし、この SEC・SAB 第101号 (1999年) は、当時の産業別のガイドラインを容認し、ボトムアップ・アプローチ=記述的アプローチを重視した視点から、収益費用観に親和性がある実現・稼得を展開していた FASB 概念フレームワーク第5号 (1984年) を支持していた。すなわち、この段階では、収益認識の会計基準に関して、トップダウン・アプローチ=規範的アプローチを重視した視点から、資産負債観に親和性のある公正価値の議論展開は未だ進展していないのである。その後、2000年7月より、この収益認識の会計基準の問題が議論されてい

る。この段階では、収益認識の会計基準の確立に向けて、実現概念、実現可能概念および稼得概念から、資産負債観に親和性のある公正価値概念を強調する路線へ急旋回しながらも、なおかつ、部分的に、ボトムアップ・アプローチ＝記述的アプローチを重視した視点から、収益費用観に親和性のある稼得過程概念も継承しているものと位置付けることができよう。

FASBは、すでに述べた状況を踏まえて、2002年5月より、「収益認識に関する包括的な財務会計基準書」を開発するプロジェクトを開始している。まず、2002年の段階（2002年の会議の議事録）では、FASBメンバー全体が、トップダウン・アプローチ＝規範的アプローチを重視した視点から、資産負債観に親和性のある「資産と負債の変動に焦点を合わせた収益認識に対するアプローチ」＝「資産負債アプローチ」＝「公正価値での測定」を暫定的に支持していた。2003年の段階では、2003年1月22日の収益の定義に関して、FASBメンバーのほぼ全員が、トップダウン・アプローチ＝規範的アプローチを重視した視点から、資産負債観に親和性のある負債消滅観（観点B）を支持していたが、2003年10月22日の履行義務の公正価値に関する合同（FASB、IASBおよびAcSB）会議で、FASBは、トップダウン・アプローチ＝規範的アプローチを重視した視点から、資産負債観に親和性のある公正価値を支持していたが、IASBのメンバーは、FASBが主張する公正価値に対して、小売業の市場の不確実性や公正価値は仮定上の取引である等を理由に批判していた。すなわちここでは、履行義務の公正価値の是非の議論をめぐって、FASB（公正価値支持派）とIASBのメンバー（公正価値反対派）が対立しているのである。

2005年の段階では、2005年5月11日の会議における収益認識基準（測定も含む）に関して、多くのFASBのメンバーは、代替案1（公正価値）の限界—活発な市場の確保の困難性、概念（理念）と基準（現実）の乖離および履行義務の計算上の不確実性（測定上の誤差）—に直面していたので、代替案2—トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの混合アプローチ—を支持するように変容していった。そして、ここでは、内部ロビイング—FASBのメンバー内部

あるいはFASBとIASBのボード間における公正価値支持派と反対派の攻防＝相互作用—活動を所与のものとして、①トップダウン・アプローチ＝規範的アプローチを重視した視点から、資産負債観に親和性のある資産負債アプローチのみを、暫定的に支持していた2002年の段階から、②FASBは、トップダウン・アプローチ＝規範的アプローチを重視した視点から、資産負債観に親和性のある公正価値を支持していたが、IASBのメンバーは、FASBが主張する公正価値に反対し、FASBとIASBのメンバーとの対立が顕在化してきた2003年の段階を経て、③2005年の段階になると、FASBのメンバー内部の見解は、収益の認識という側面からは、代替案1（公正価値支持派）と同様、トップダウン・アプローチ＝規範的アプローチを重視した視点から、資産負債観を支持しながらも、収益の測定という側面からは、代替案3（公正価値反対派）のボトムアップ・アプローチ＝記述的アプローチを重視した視点から、収益費用観に親和性がある実現・稼得を支持する（公正価値の測定ではない）という妥協—認識と測定を分離するという妥協—を経て、混合アプローチへ変容—暫定的であるが—していった<sup>9)</sup>というあたりを結論としておきたい。

#### 注

- 1) FASB第157号に関しては、梶田 [2022c] と梶田 [2023] を参照。また、公正価値に関連して、米国における貯蓄貸付組合の破綻を契機として、FASB・SFAS第115号が設定される過程を、因果推論の視点より分析した梶田 [2022b] も参照。
- 2) これに関して、Morley [2016] では、「IASB〔とFASB〕における公正価値〔を支持する〕グループとその他の〔公正価値を支持しない〕ボードメンバーの間の相互作用 (interactions)」のことを、「内部ロビイング (internal lobbying)」と述べている (Morley [2016] p.247)。ここでは、Morley [2016] の見解にしたがって、ボードメンバー内部あるいは、FASBとIASBのボード間における公正価値の支持派と反対派のさまざまな状況における攻防＝相互作用を、内部ロビイングと位置付けて分析している。また、これに関連して、内部ロビイング等の視点から、IASB/FASB概念フレームワーク (2010年) の設定過程—会計目的を中心として—を分析した梶田 [2022a] も参照。

- 3) トップダウン・アプローチ=規範的アプローチとボトムアップ・アプローチ=記述的アプローチに関しては、 梶田 [2021a] を参照。
- 4) これに関しては、 FASB 概念フレームワーク第5号 (1984年) の設定過程を、 ボードメンバーの見解に焦点をあてながら、 その変容過程を詳細に分析した梶田 [2021a] を参照。
- 5) FASB が、 1973年の設立当初より、 このトップダウン・アプローチ=規範的アプローチとボトムアップ・アプローチ=記述的アプローチを併用していたことに関する詳細は、 梶田 [2021a] を参照。
- 6) 津守も「負債消滅観」(観点B)と「広義履行観」(観点D)は、「資産負債中心観によりよく適合する」(津守 [2003] 22頁)と指摘している。
- 7) なお、 これに関して、「2003年の早い段階で検討された収益の定義」に関する考え方のうち、 FASB/IASBにおいて「最も多くの支持が集まっていたのは、 ② LEV [負債消滅観(観点B)]であった」(辻山 [2007] 7頁)という同様の指摘もある。
- 8) これに関しては、 FASB [2003b] , FASB [2003c] および FASB [2003d] を参照。
- 9) 辻山 [2020] は、 これに関連して、「共同 [FASB と IASB] プロジェクトが当初目指した公正価値モデルが市場の反対を受け入れて放棄され、 伝統的な実現・稼得過程アプローチとも親和性の高い顧客対価モデルに変更された」と指摘している(辻山 [2020] 24頁)。ここで辻山は、 収益認識に関して公正価値が採用されなくなった理由として、「当初目指した公正価値モデルが市場の反対を受け入れて放棄され」たことに力点を置いて分析しているが、 本稿では、 辻山とは別の視点、 すなわち内部ロビイングとトップダウン・アプローチ=規範的アプローチ/ボトムアップ・アプローチ=記述的アプローチの視点に力点を置いて分析している。

#### 参考文献

- AICPA [1991] Statements of Position (SOP) No.91-1, *Software Revenue Recognition*.
- Barker, Richard and Stephen Penman [2020] “Moving the Conceptual Framework Forward : Accounting for Uncertainty”, *Contemporary Accounting Research*, Vol.37, No.1 (Spring), pp.322-346.
- FASB [1984] Statement of Financial Accounting Concepts No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises* , December .
- FASB [1985] Statement of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Reporting* , December.
- FASB [2002a] Minutes of the October 15, *Revenue Recognition-Conceptual Criteria that Underlies Revenue Recognition* .
- FASB [2002b] Minutes of the November 13, *Revenue Recognition-Applying the Working Criteria to Cases from EITF Issue No.00-21*.
- FASB [2002c] The FASB Report, December 24.
- FASB [2003a] Minutes of the January 22, *The Definition of Revenue and Performance of Revenue-Generating Activities*.
- FASB [2003b] Minutes of the February 26, *The Definition of Revenue*.
- FASB [2003c] Minutes of the April 9, *The Definition of Revenue*.
- FASB [2003d] Minutes of the May 7, *The Definition of Revenue*.
- FASB [2003e] Project Updates, *Revenue Recognition*, September 30.
- FASB [2003f] Minutes of the October 22, *Revenue Recognition-Measuring Performance Obligations*.
- FASB [2005a] Project Updates, *Revenue Recognition*, January 25.
- FASB [2005b] Minutes of the May 11, *Revenue Recognition*,.
- FASB・Emerging Issues Task Force [2002] Minutes of the September 11-12 , 2002 open meeting of the FASB・Emerging Issues Task Force.
- IASB [2014] International Financial Reporting Standard 15, *Revenue from Contracts with Customers*.
- Levitt, A. [1998] The numbers game, Remarks by Chairman of SEC, delivered at the NYU Center for Law and Business, New York, NY, September 28.
- Morley, Julia [2016] “Internal lobbying at the IASB”, *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.35, pp.224-255.
- SEC [1999] Staff Accounting Bulletin No.101, *Revenue in Financial Statements*.
- 梶田龍三 [2021a] 「FASB 概念フレームワーク・プロジェクトの変容—1970年代から1980年代までを中心にして—」『専修商学論集』第112号, 43-62頁。
- 梶田龍三 [2021b] 「経済の金融化と新概念フレームワーク(2010年)の関係」『専修商学論集』第113号, 41-54頁。
- 梶田龍三 [2022a] 「IASB/FASB 概念フレームワークの設定過程の分析—内部ロビイング, メンバーの人事異動および二重規制システムに関係づけて—」『会計学研究』第48号, 専修大学会計学研究所, 25-55頁。

- 梶田龍三 [2022b] 「貯蓄貸付組合の危機と FASB・SFAS 第115号の設定過程の分析—利害関係者の攻防と内部ロビングに係づけて—」『産業経理』, 第82巻第2号, 4-20頁。
- 梶田龍三 [2022c] 「SFAS 第157号と金融サービス産業の関係—公正価値の測定を中心として—」『専修商学論集』 第115号, 41-58頁。
- 梶田龍三 [2023] 「サブプライム金融危機と会計基準の設定過程の関係—FASB スタッフ意見書第 FAS157-4号を中心にして—」『専修商学論集』 第116号, 13-28頁。
- 辻山栄子 [2007] 「収益の認識をめぐる欧州モデル」『会計』 第172巻第5号, 1-22頁。
- 辻山栄子 [2020] 「新収益認識基準と会計基準国際化の功罪」『企業会計』 第72巻第4号, 17-26頁。
- 津守常弘 [2002] 「収益認識をめぐる問題点とその考え方」『企業会計』 第55巻第11号, 18-25頁。